

計 8億778万6千円

- (1) 保育需要への対応 (民間保育所建設費等補助金・医療的ケア児保育支援事業補助金)
- (2) 子どもの居場所づくり (習い事送迎支援・中高生の居場所づくり事業)
- (3) ひとり親家庭支援の新たな取り組み (ひとり親家庭相談支援・ひとり親家庭養育支援)
- (4) さまざまな子育て支援 (幼児同乗用自転車等購入支援・産婦健康診査事業)

(1) 保育需要への対応

令和3年度予算額：4億9,397万1千円

■ 民間保育所建設費等補助金

4億8,671万1千円

- ・建設費補助金：社会福祉法人が建設する保育所に対し、建設費の一部を補助
- ・施設改修費補助金：市内の空きテナントを活用し、3歳から5歳児に特化した保育所整備に補助
- ・賃借料補助：テナント改修型保育所の賃借料の一部を補助する。

■ 医療的ケア児保育支援事業補助金

726万円

医療的ケア児及び保護者の地域生活支援の向上を図るため、保育所等での医療的ケア児の受入体制を整備する。

(2) 子どもの居場所づくり

令和3年度予算額：5,119万3千円

■ 習い事送迎支援

●予算額：1,000万円

モデル事業として、放課後児童クラブの児童が習い事へ通うための支援を行う。

■ 中高生の居場所づくり事業

●予算額：4,119万3千円

学校や家庭以外の自由な時間と居場所を提供し体験や交流、相談を行うことで必要な支援につなげる。

・中高生の居場所づくり事業

4か所→5か所（東松戸地区）

(3) ひとり親家庭支援の新たな取り組み

令和3年度予算額：2億1,883万2千円



■離婚前後の養育費等相談支援の拡充

●予算額：423万8千円

離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子の健やかな成長を促すために、離婚前後の保護者を支援し、養育費の継続的な受取りと適切な面会交流の実施を支援する取組みを始めます。

■ひとり親家庭学習支援事業の拡充

●予算額：1,080万円

「ひとり親家庭学習支援事業」を利用している生徒で、学習意欲が高く、基礎学力以上の学力取得を目指す者に対し、学習塾に通う費用の一部を助成します。

■養育費をもらえていないひとり親世帯への給付金

●予算額：2億379万4千円

養育費の不払いが社会問題になっている中、コロナ禍においてさらに養育費の不払いが拡大している状況に対応するため、昨年度に引き続き、養育費をもらえていない、ひとり親世帯に給付金を支給します。

離婚前後の養育費等相談支援の拡充

養育費確保支援+面会交流支援

⇒離婚を考えた時から、積極的な支援を始めることにより、子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子の健やかな成長を促す。

★以下②～④の支援をすべて実施するのは**県内初**となります。

①母子・父子自立支援員を増員し相談体制を強化 3名→6名
(会計年度職員人事課計上分 9,504千円)

②養育費保証料助成 保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の本人負担額を補助
(保証料上限額 50,000円×5件 250千円) ※県内実施自治体:千葉市、船橋市

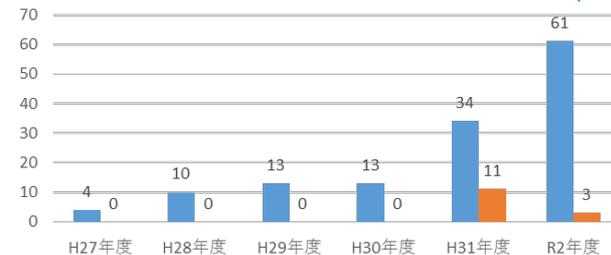
③離婚時の公正証書作成費用助成 公正証書に養育費を定め、継続的な受取りを確保
(作成費用上限額19,500円×5件 97千円) ※県内実施自治体:船橋市

④面会交流支援・弁護士無料相談
(委託料等 3,000千円) ※県内実施自治体:千葉県



本市の
養育費関連相談
件数も増加傾向

養育費関連相談件数



R2年度
上半期のみ

■ 母子家庭 ■ 父子家庭

『ひとり親家庭学習支援事業』の拡充

ひとり親家庭の生徒に対し学習塾に通う費用を助成→学力向上を応援！

- ・学習支援事業を利用している生徒
- ・学習に対する意欲が強い生徒
- ・基礎学力以上の学力の習得を目指す生徒

塾に通う費用を助成します！

中学生 2年生10名、3年生10名
高校生 2年生 5名、3年生 5名

※月3万円×12月＝一人当たり年間36万円を補助



養育費をもらえていないひとり親世帯への給付金

全国初！（令和2年10月開始）

児童手当・児童扶養手当の定期支払月でない4月および8月に支給することで、ひとり親世帯に切れ目のない支援を行います。

- 対象 ひとり親世帯臨時特別給付金（国制度）の基本給付対象に相当（基準日は支給月の各前月末）し、以下のいずれかに該当する方（ただし、生活保護受給世帯を除く）
 - ① コロナウイルス感染症の拡大の影響で養育費が減った方
 - ② 養育費をもらえていない方（死別、未婚者、養育費の取り決めなし等）
 - ③ 養育費が児童一人当たり月額1万円未満の方
- 支給額 児童1人当たり1万円（月額）
- 支給月 令和3年4月（4月～7月分）、令和3年8月（8月～11月分）

（参考）各種手当の支給時期・金額について [ひとり親 子ども2人が小中学生の場合の一例]

	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
児童手当			80,000				80,000	
児童扶養手当		106,700		106,700		106,700		106,700
養育費をもらって いないひとり 親世帯に給付	80,000	← 4月支給分はこの期間の前払い →			80,000	← 8月支給分はこの期間の前払い →		
合計	80,000	106,700	80,000	106,700	80,000	106,700	80,000	106,700

(4) さまざまな子育て支援

令和3年度予算額：4,379万円

■幼児同乗用自転車等購入支援

経済的負担の軽減等を図るため、子育て世帯に幼児同乗用自転車の購入費の一部を補助します。

- ・子育て家庭が幼児同乗用自転車を安価に購入できるようにすることで子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。
- ・幼児同乗用自転車の安全基準を満たす自転車や幼児用ヘルメットを普及させることで、子どもの安全確保の向上を図ります。

●予算額	： 3,035万円	補助額	3,000万円	5万円×600台=3,000万円
			その他	35万円
●補助額	： 購入金額の2分の1	(上限5万円)		

- 対象要件：
 - ① 6歳未満の子どもを2名以上養育されている保護者。
 - ② 購入日及び申請日に松戸市にお住まいの保護者。
 - ③ 自転車等が安全基準を満たしていること。(BAAマーク等)
 - ④ 4月1日購入分から補助する。(申請開始は7月を目途に受け付け)



■産婦健康診査事業

1,344万円

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査を実施する。

- ・助成額 1回につき5,000円
- ・助成回数 2回(産後2週間・1か月健診が対象)